# 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 交付規程

令和2年7月3日 廃3R研第070301号 公益財団法人廃棄物・3R研究財団制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付要綱(令和2年3月30日付け環循総発第2003302号。以下「交付要綱」という。)及び我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業実施要領(令和2年3月30日付け環循総発第2003302号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別添の1(2)に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものする。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、 交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別添に定めるとおりとす

る。

### (交付額の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。
  - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
  - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

#### (変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

#### (交付の決定)

- 第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の 提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付 の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様 式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付 するものとする。
- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、 当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日 とする。
- 3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、 実施に関する契約を締結し、財団に届け出なければならない。
  - 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
    - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の変更を除く。
    - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率 に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
  - 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式 第6による中止 (廃止) 承認申請書を財団に提出して承認を受けなければなら ない。
  - 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
  - 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やか に様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
  - 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
  - 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
  - 九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
  - 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税 等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただ し、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限 りでない。

- 十一 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた 日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、 その未納に係る日数に応じて年利 10.95パーセントの割合で計算した延滞金を 徴するものとする。
- 十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式第 10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に、我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 3 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十四 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した 温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行ってはならない。
- 十五 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。)から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定 の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、 当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを 申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 財団は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、

交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 財団は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者 に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他 の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### (実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし 書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が 明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に 応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の 内容(第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこ れに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものと する。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、財団が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 14 による精算(概算)払請求書を財団に提出しなければならない。

#### (交付決定の解除等)

- 第14条 財団は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
  - 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部 又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行する ことができない場合 (補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 財団は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第15条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類 及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定 のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとと もに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附則

この規程は、令和2年7月29日から施行する。

### 別表第1

1. 事業区分	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
我が国循環産業	事業を行うために必要な人件費及び業	財団が必要と認めた額	1/2
の戦略的国際展	務費(旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製		(中小企業基本法
開による海外で	本費、通信運搬費、借料及び損料、会議		(昭和38年法律
のCO 2 削減支援	費、試験分析費、補助員人件費、外注費、		第 154 号)に規定
事業	委託費並びにその他必要な経費で財団		する中小企業にあ
	が承認した経費)		っては補助対象経
			費の2/3)

### 別表第2

1 費用	2 細目	3 内 容
人件費		補助事業に従事する者(以下「事業従事者」)の作業時間に対する給料 その他手当。補助事業に係る事業従事者の役割分担が分かる資料を添付すること。
業務費	旅費	事業実施のために直接必要な交通移動に係る経費。目的、人数、単 価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	諸謝金	会議等に出席した外部専門家に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金。会議等への出席や講演等を依頼したことが 分かる証拠書類を添付すること。
	消耗品費	事業実施に直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具等の購入のために必要な経費。使用目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。ただし、5万円以上の物品計上は不可。
	印刷製本費	事業実施に直接必要な印刷、写真焼付及び図面焼増等に必要な経費。 単価、金額が分かる資料を添付すること。
	通信運搬費	事業実施に直接必要な郵便料等通信費等。
	借料及び損料	事業実施に直接必要な会議に係る会議使用料等。目的、回数及び 金額が分かる資料を添付すること。
	会議費	業務調整のための会合等を行う際の人件費、飲食料等の経費。
	試験分析費	事業実施に直接必要な調査、分析等に必要な経費。補助事業者が直接実施する場合には、材料費、労務費、労働者保険料等の費用をいい、外注や委託等により実施する場合には、外注費又は委託料費用をいう。
	補助員人件費	事業実施に必要な業務補助等を行う補助員(アルバイト)の賃金等をいい、契約書等、時間単価が分かる資料及び出勤簿やタイムカード等の出勤の事実が分かる書類を添付すること。
	外注費	事業実施のために補助事業者が直接実施できないもの又は適当でないものについて他の事業者に外注(請負)するために必要な経費。

委託費	事業実施のために補助事業者が直接実施できないもの又は適当でないものについて他の事業者に委任して実施するために必要な経費。

### 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

#### 1 対象事業の要件

- (1) 対象事業の要件
  - 対象事業

次のア)又はイ)に該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。

- ア)海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最 終処分事業(直接エネルギー起源CO2が削減されるものに限る)
- イ)海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を 建設する事業(直接エネルギー起源CO2が削減されるものに限る)

#### ② 採択優先国

事業実施対象国の制限は設けませんが、次のア)又はイ)に該当する事業については、優先的に採択します。 (これ以外の国での事業実施を妨げるものではありません。)

ア) 二国間連携と連携して実施する事業

(二国間協力等の対象国の例)

- ・廃棄物分野での二国間協力実施国(実施予定国を含む) ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、ミャンマー、クウェート、サウジアラビア、 インド
- ・JCMの二国間文書に署名済みの国 (参照: https://www.carbon-markets.go.jp/jcm/index.html)
- ・二国間の環境協力覚書又は廃棄物分野の協力覚書の締結国 ベトナム、インドネシア、タイ、ミャンマー、モンゴル、イラン、シンガポール、インド、 カタール、モザンビーク、マレーシア
- ・アフリカのきれいな街プラットフォーム加盟国
- イ) 現地地方政府と協力関係にある我が国自治体を共同実施者に含み、当該協力と連携して 実施する事業

### (2) 対象事業者(補助事業者)の要件

対象事業者は、以下の①~③の要件をすべて満たす者とします。

- ① 次のア)又はイ)に該当する民間法人であること
  - ア) 我が国に本社又は主たる事務所を置いている法人であって、海外に本社又は主たる事務 所を置いている法人の子会社ではない法人
  - イ) 上記①ア) の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人
- ② 次のア) 又はイ) に該当すること
  - ア)対象となる海外展開事業計画において、自らが事業遂行の中心的な役割を果たすことになる事業者(共同実施の場合(※)には、代表事業者及び共同事業者を指す)
  - イ)上記②ア)の者を含む地方自治体やその他の共同事業者からなるコンソーシアム
- ③ 次のア)からウ)のいずれかに該当すること
  - ア) 令和2・3・4年度の環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出までに「A」、「B」、「C」又は「D」

### 級に格付されている者

- イ) 自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者
- ウ) 自治体における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を取得している者
  - (※) 二者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、その代表者を交付の対象とし、この場合、代表者を「代表事業者」、それ以外の事業者を「共同事業者」と称する。

### 交付規程様式等

様式第1 交付申請書(第5条関係)

別紙 1 実施計画書 別紙 2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書(第6条関係)

様式第3 交付決定通知書(第7条関係)

様式第4 変更交付決定通知書(第7条関係)

様式第5 計画変更承認申請書(第8条関係)

様式第6 中止 (廃止) 承認申請書 (第8条関係)

様式第7 遅延報告書(第8条関係)

様式第8 遂行状況報告書(第8条関係)

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8条関係)

様式第10 取得財産等管理台帳(第8条関係)

様式第11 完了実績報告書(第11条関係)

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第12 年度終了実績報告書(第11条関係)

様式第13 交付額確定通知書(第12条関係)

様式第14 精算(概算)払請求書(第13条関係)

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

> 申請者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 交付申請書

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのC02削減支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

- 1 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費 別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ~ 年 月 日
- 5 その他参考資料

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
  - 2 「5 その他参考資料」として、申請者の経理状況説明書(直近の2決算期に関する 貸借対照表及び損益計算書(申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していな い場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過 し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対 照表及び損益計算書))及び定款(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本 及び住民票の写し(いずれも発行後3ヶ月以内のもの))、又は寄付行為、登記簿 の謄本、会社概要(商号、所在地、設立年月日、代表者、資本金、従業員数、沿革、 業務概要が分かる企業パンフレット等)を添付すること。
  - 3 その他に、別紙1及び別紙2で必要となる参考資料、仕様書、見積書及び各種計算 書等を添付すること。
  - 4. 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

## 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業 実施計画書

事業名	我が国循環産業	我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO 2 削減支援事業						
申請対象の 海外展開事業名	(例)○○国の○	(例)○○国の○○市における食品廃棄物のバイオガス化事業						
申請金額				000 円				
事業実施の団体名								
ふりがな 中華汁 レタ				### <b>^</b>				
申請法人名	ا المادا	かん:	<u></u> たろら	株式会社〇〇	,	 役職名		
ふりがな 代表事業者		5環太良				代表取締役	:	
本社所在地	住所 〒							
(上記と異なる場合) 事業場所	住所 〒							
連絡先	TEL			FAX	FAX			
连桁儿	E-mail			URL http:	://www.			
	代表事業者の担当者(事業の窓口となる方)							
	氏名		所属	部署	78署 役職 役職			
代表事業者の担当								
者	電話番号		FAX	【番号	番号 E-mail			
	住所 〒	所在地						
	(上段) 事業者名	称		事	¥実施責	任者		
	(上段)事業者名 <sup>注</sup> (下段)排出事業 輸送事業者・リサ ル事業者その他の!	者・ イク	氏名	事 役職名		任者 チ・FAX 番号	E-mail	
共同事業者	(下段)排出事業 輸送事業者・リサ	者・ イク	氏名				E-mail	
	(下段)排出事業 輸送事業者・リサ	者・ イク	氏名				E-mail	

	設立年月日	設立 S・H・	R 年	月					
	従業員			(令和	年4月	1 日現在)			
申請法人の事業概要			F	](令和	年4月	1 日現在)			
中間伝入の手来帆安			令和 年	月期	令和	年 月期	令和	年	月期
	直近3期間の	売上高		千円		千円			千円
	財務データ	税引き後利益		千円		千円			千円
		純資産		千円		千円			千円
申請法人の									
主な事業概要									
事業内容	(海外拠点、海外で	での事業内容、海外	での売上高	5等につ	いて記	載する)			
1337									
	(海外展開事業名称) (対象地域)  処理施設設置場所: ○○国○○市  廃棄物の収集対象エリア:○○国○○市								
海外展開事業の 全体概要	(処理対象廃棄物種類) (例) 食品廃棄物								
	(利用技術)								
	※利用する技術について	概要を記載する。	処理の流れ	がわか	る概要	図を添付する	らこと。		
	(導入規模)								
	(例) 処理能力: 食品	廃棄物 100t/日							
	(海外事業展開の事業内	容)							
対象地域の廃棄物	(対象地域において、海	外展開事業の処理	対象廃棄物	の発生	量や処理	里方法、廃棄	<b>美物処理</b>	! • J	サイク
処理の具体的課題	ルの制度・政策、社会経	済状況等を記載す	る)						
事業計画(申請年度)	)(申請年度における事業計画を記載する)								
海外展開事業による環境負荷低減効	(3Rの推進、廃棄物の適正処理、温室効果ガス排出削減、その他の環境負荷低減効果を可能な限り定量的に記載する)								
果見込み事業の効果	※ CO2を含む温室効果ガス削減量の算定に使用したファイル(計算ファイルなど)を添付								
C02 を含む温室効 果ガス削減効果	する。  (事業の費用対効果 (円/t - CO2eq))  ・補助対象経費の総支出額ベース ・総事業費ベース								

海外展開事業による上記以外の社会的インパクト	(環境負荷低減以外の社会的インパクトについて記載する)
海外展開事業の事 業性(採算性)見 込み	(初期投資、ランニングコスト等の費用、廃棄物処理受託費や再生品・エネルギー売却収入等の収益を可能な限り定量化し、採算性の評価を記載する)
海外展開事業に向けた課題	(海外展開事業に向けた現在の課題を記載する)
事業の実施体制	(海外展開事業の全体像実施者、FS 実施者、その他関係法人の役割分担について記載する。単体、PPP(官民連携)、SPC(特別目的会社)、コンソーシアム、現地企業との合弁等、事業形態や役割分担について簡潔に記載。また、事業を実施する際に想定するスキーム(例 独自資金での実施、環境省又は他省庁からの補助金等(具体的な事業名を記載))なども記載する)
海外展開事業の社会的受容性見込み	(現地の制度や社会的状況から見た社会的受容性の見込みを記載する)
海外展開事業の実 現に向けたこれま での取組経緯	(海外展開事業の実現に向けた、これまでの準備として、国内のコンソーシアム形成、現地調査の 実施、現地の政府・自治体からの許認可取得に向けた説明・協議、現地でのパートナーとなる法 人・団体探しや覚書、ワークショップ等について、時系列で時期と取組の内容を記載する)
海外展開事業の 実現に向けた 今後のスケジュール	(時系列で時期と取組の内容を記載する)
資金計画等	(補助事業に要する経費を支払うための事業収支計画又は資金調達計画を記入する。また、最近2 営業期間の実績、決算書を添付すること(貸借対照表及び損益計算書等))
補助対象経費の 調達先	<ul> <li>(いずれかに○をつける)</li> <li>① 補助事業者自身</li> <li>② 100%同一の資本に属するグループ企業</li> <li>③ 補助事業者の関係会社</li> <li>④ ①から③以外</li> </ul>
他の補助金との関係	(他の補助金等への応募状況等を記入する)

#### 注1 下記の資料を添付すること

- ① 事業概要の詳細資料 (写真や図表を使用して、事業の全体像のイメージを表示)
- ② CO 2 を含む温室効果ガス削減効果の算定根拠資料 (CO 2 を含む温室効果ガス削減量の計算ファイルや、その他具体的なデータの根拠、引用元の資料) なお、排出係数は実態をふまえて適切なものを選択すること。
- 注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

実現可能性調査の 全体概要								
対象地域における現状調査の内容	廃棄物処理・ 社会・経済状 現地地方政府 再生品・再生	処理対象廃棄物の発生・処理の状況 廃棄物処理・リサイクル制度・政策 社会・経済状況 現地地方政府における廃棄物関連予算の規模等状況(想定する契約相手が地方政府の場合) 再生品・再生エネルギーの売却単価 事業に必要なコスト (イニシャルコスト、ランニングコスト等)						
廃棄物の組成・性状 等調査	(調査項目と	(調査項目と項目ごとの調査方法を記載する)						
実現可能性の評価 手法	<ul> <li>(事業性(採算性)環境負荷低減効果、社会的受容性等の項目毎にその評価手法を記載する。また、これらに基づく、実現性の評価手法を記載する)</li> <li>① 事業採算性</li> <li>② 環境負荷低減効果</li> <li>③ 社会的受容性</li> <li>④ 実現可能性の評価</li> </ul>							
調査の達成目標	(最終的な海外展開事業を見据え、今回の調査において達成することを目指す具体的な目標(例、現地行政機関からの処理のための許可取得、現地ペートナー企業とのMoU の締結など)を記載する)							
業務の実施スケジュール (可能な限り具体的に記載)	令和3年度	9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月			報告書提出締め切り			

### 別紙2

### 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業 経費内訳

(1)補助対象経費支出 予定額	(2) 寄付金その 他の収入( <b>※</b> 注2)	(3) 差引額 (1) - (2)		)					
円		円			円				
(4)基準額	(5) 選定額 (1) と(4) を比 して少ない方の額	( 較 (5	6) 算定額 5)×1/2又 は2/3	(3) と して少な	か金所要額 (6)を比較 い方の額 続切り捨て)				
円		円	円		円				
補助金所要合計額					円				
補助対象経費支出予定額内訳									
経費区分・費目	金額		積	算 内 訳					
合 計	円								
合 計 購入予定の主な財産の内訳(-		)価枚+	55 万田以上	· Ø \$ Ø)					
サストとの主な別屋の下部へ 名 称	仕 様	数量		金額	購入予定時期				
H 1737	177 (3)	<i>&gt;</i> /	, 11444	HAY	7. T.				

- 注1 費用は可能な限り細分化して金額を記載すること。
- 注2 補助対象経費支出予定額及び寄付金その他の収入(循環資源等の輸送に対して得る運賃収入を含む)について、見 積書又は計算書を添付すること。
- 注3 循環資源等をそれ以外の貨物と同時に輸送、積み替え、保管等行う場合には、静脈物流に係る経費のみを適切に按分の上算出するとともに、根拠資料を添付すること。
- 注4 事業が複数年度にわたる場合には、年度別の補助対象経費支出予定額内訳がわかる表を作成し、参考として添付すること。

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

囙

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 変更交付申請書

令和2年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関 する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
  - (注) 具体的に記載する。
- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
  - 2 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。
  - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別 紙2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載す ること。

# 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 交付決定通知書

### 補助事業者

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程(令和 年 月日 第 号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 理 事 長 梶原 成元 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。 補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付要綱(令和2年3月30日付け環循総発第2003302号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)実施要領(令和2年3月30日付け環循総発第2003302号)及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付 決定の通知の日から15日以内とする。

- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのC02削減支援事業)は、政治資金規正法第22条の3第1項による 寄付制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断する。

# 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 変更交付決定通知書

### 補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程(令和2年 月日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、令和年 月日付け廃3R研第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額金円変更前補助金の額金円変更後補助基本額金円変更後補助金の額金円増減額金円

- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開 による海外での CO 2 削減支援事業)交付要綱(令和 2 年 3 月 30 日付け環循総発第 2003302 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO 2 削減支援事業)実施要領(令和 2 年 3 月 30 日付け環循総発第 2003302 号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書

の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後に おいて精算減額又は返還を行うこととする。

7. 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのC02削減支援事業)は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄付制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断する。

様式第5(第8条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2 削減支援事業)の計画を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対 策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 交付規程(以下「交付規程」という。)第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請 します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
  - 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
  - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に ( ) 書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

> 補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

囙

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2 削減支援事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事 業)交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 中止 (廃止) を必要とする理由
- 2 中止 (廃止) の予定年月日
- 3 中止 (廃止) までに実施している事業内容
- 4 中止 (廃止) が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止 (廃止) 後の措置
- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
  - 2 中止 (廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

> 補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

訂

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 遅延報告書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2 削減支援事業)の遅延について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我 が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程第8条第五号 の規定により下記のとおり指示を求めます。

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
  - 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。
  - 3 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を 記載すること。

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

> 補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2 削減支援事業)の遂行状況について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程第8条第 六号の規定により下記のとおり報告します。

補助対象経費 の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
事業費			
事務費			
合計			

- 注1 様式第8は参考書式であり、補助事業者は、第8条第六号で報告を求められた場合には、適宜必要な項目を報告すること。
- 注2 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

> 補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

### 令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2 削減支援事業)について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循 環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程第8条第十号の規定 に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 (規程第12条第1項による額の確定額)

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額

金

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
  - 2 別紙として積算の内容を添付すること。

# 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 取得財産等管理台帳 (令和2年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事 業)交付規程第8条第十三号に規定する処分制限額以上の財産とする。
  - 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
  - 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者住所氏名又は名称代表者の職・氏名印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 完了実績報告書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2 削減支援事業)を完了(中止・廃止)しましたので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交 付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円 (令和 年 月 日 番号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円 )

- 2 補助事業の実施状況 別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費実績 別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 5 添付資料
  - (1) 事業報告書(各調査内容やスケジュール等を含む。)
  - (2) 写真(報告書内に添付も可とする。)
  - (3) その他参考資料(契約書・領収書等含む。)
- 注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

## 別紙1

## 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業 実施報告書

事業名	我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業							
事業実施の団体名								
		代表事業者	_					
	氏名	役職						
	電話番号	FAX 番号	E-mail					
<b>事</b> 类 字 长 之	L	ルキャッカッカッカッカー	1 l. 4 7 + )					
事業実施者	氏名	代表事業者の担当者(事業の窓口 所属部署	1となる方) 役職					
	八石	<b>戸</b> (角口)・有	(又40)					
	電話番号	FAX 番号	E-mail					
		所在地						
	(本事業で実施した内	7容を記載する)						
事業の実施内容								
事未り大旭門石								
海外展開事業に	(3Rの推進、廃棄物	の適正処理、温室効果ガス排出削減、その	の他の環境負荷低減効果を可能な限					
よる環境負荷低	り定量的に記載する)							
減効果								
事業の効果 (CO2 を含む温室	※ CO 2 を含む温	室効果ガス削減量の算定に使用したファ	・イル(計算ファイルなど)を添付					
効果ガス削減効	する。							
果)	(事業の費用対効果	(円/t-C02eq))						
	<ul><li>補助対象経費の総支</li></ul>	と出額ベース						
	<ul><li>総事業費ベース</li></ul>							
	(環境負荷低減以外の	O社会的インパクトについて記載する)						
海外展開事業に	(SICSES (INTRADOCS OF							
よる上記以外の								
社会的インパクト								
	(初期投資. ランニン	グコスト等の費用、廃棄物処理受託費や再生	-品・エネルギー売却収入等の					
海外展開事業の		量化し、採算性の評価を記載する)	TO A DEFENDENT NAMES					
事業性(採算性)	一つ川で、1月日(4月以7月)	BIUO、J/N·シチト1エックFI   Wiで FIUFX ダ゙むノ						
海外展開事業に	(海外展開事業に向に	ナた現在の課題を記載する)						
向けた課題								
今後のスケジュール	(時系列で時期と取組	目の内容を記載する)						

今後の資金計画等	(今後の事業収支計画または資金調達計画を記入する)
他の補助金との関係	(今後の他の補助金等への応募状況等を記入する)

### 注1 下記の資料を添付すること

- ① 実施計画書に添付した計画から変更がある場合、詳細資料
- ② CO2を含む温室効果ガス削減量の計算ファイルや、その他具体的なデータの根拠、引用元の 資料) なお、排出係数は実態をふまえて適切なものを選択すること。
- ③ その他交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類

### 別紙2

## 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業 に要する経費所要額精算調書

### 1. 経費実績額

所要経費 (我が国循環産業の 戦略的国際展開による	(1)補助対象経費実 支出額	(2) 寄付金その他の 収入(※注2)	(3) 差引額 (1) - (2)
海外でのCO2削減支援	円	円	円
事業)	(4)基準額	(5) 選定額 (1) と(4) を比較 して少ない方の額	(6) 算定額 (5)×1/2(又は2/3)
	円	円	円
	(7)補助金所要額	(8)補助金交付 決定額	(9)過不足額 (8)-(7)
	円	円	円
交付所要額合計	円		

#### 2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額		積	第 内	訳
	金額		惧 !	异 [7]	八
	円				
購入した主な財産の内訳(一品	品、一組又は一式の位	価格が 5	50 万円以上0	つもの)	
名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入時期

- 注1 費目は可能な限り細分化して金額を記載すること
- 注 2 補助対象経費実支出額及び寄付金その他の収入(循環資源等の輸送に対して得る運賃収入を含む)について、輸送 実績と整合していることを確認のうえ、請求書又は委託契約書等を添付すること
- 注3 循環資源等をそれ以外の貨物と同時に輸送、積み替え、保管等行った場合には、静脈物流に係る経費のみを適切に 按分の上算出するとともに、根拠資料を添付すること。

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

> 補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 令和2年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2 削減支援事業)の令和2年度における実績について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交 付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(令和 年 月 日 番号) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)

- 2 補助事業の実施状況
- \* 交付規程第8条第五号の規定に基づき財団の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う 補助事業に関する計画を含む。
- 3 補助金の経費所要額実績 別紙のとおり

# 経費所要額実績

(単位:円)

交付決定	内容	経費実績			(6)
(1)補助対 象経費の区分	(2)補助交 付決定額	(3)流用増 減額	(4)補助対 象経費の額	(5)補助金 所要額	補助金以外の 収入額
事業費					
事務費					
合計					

(7) 改補助金所要額 (5)—(6)	(8) 補助金受領済額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

廃3R研第 号

# 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業) 交付額確定通知書

### 補助事業者

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)については、令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 印

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第 12 条第 2 項及び第 3 項 の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

# 経費所要額実績

(単位:円)

交付決定の内容		年度内認	遂行実績	翌年度繰越額	
(1)	(2)	(3) (4)		(5)	(6)
補助事業に要	交付決定額	事業費支払実	補助金受入額	補助事業に要	補助金所要額
する経費		績額		する経費	(2) - (4)
				(1) - (3)	

公益財団法人 廃棄物・3 R研究財団 理 事 長 梶原 成元 殿

> 補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのC02削減支援事業) 精算(概算)払請求書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

Λ <del>α</del>		支 出	費用	状 況	概算払	75 7 13+ 12+2
経費区分	交付決定額①	実績額 ②	見込額 ③	合計 4=2+3	概 算 払   受領済額   ⑤	差引請求額 4-5
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確	定 ①	額	概算払受領済額②	差引請求額 ①-②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
- 注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。